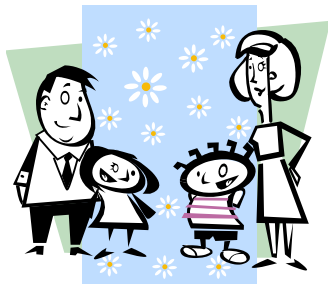


FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

こんどの贈与税の負担軽減、どう利用したら？

平成25年5月号

暦年贈与による贈与税が見直され、20歳以上の者が父母や祖父母から贈与を受けた場合の負担が、財産有効活用の観点から平成27年1月1日より軽減されます。



現行の税率が6段階・1,000万円超がすべて50%であったものが、8段階・4,500万円超が55%となり、600万円以上1,500万円以下については概ね10%の負担減になっています。

この改正に基づき贈与税額・実効税率を試算してみますと、現行が470万円の贈与で実効税率10%であったものが、520万円で52万円の税額・実効税率10%になります。

としますと、相続税の最低税率が10%であるところから、相続税の課税が避けられない人の生前贈与による相続税対策では、贈与税の実効税率10%の**520万円**を目安に贈与を行うことで、効率よく相続税の軽減を図ることができることとなります。

特に、孫への贈与は一世代飛ばしの財産移転を図れることと、相続税と異なり相続税額の2割加算の適用を受けないことから活用の機会が多いと思われます。

教育資金にあてるため、子・孫(30歳未満)に、祖父母・両親が金銭等を拠出し信託等をした場合、一人当たり1,500万円を限度に贈与税が課されないこととなりました(平成25年4月1日から平成27年12月31日まで)。これに合わせ、信託銀行等は色々な商品を準備し、金融庁は93万人がこの制度を利用するとしています。然しながら、現行制度においても、扶養義務者からの生活費、又は教育費にあてるためにした贈与は非課税とされており、扶養義務者には祖父母も含まれます。としますと、その違いは、事前に一括贈与するのか、必要があるその都度贈与するかどうかの違いです。一括贈与した場合、銀行等には信託手数料を支払い、支払の都度、教育資金に使われたかどうか領収書を提出・確認を得、30歳に達したときに使い残された金額は、その時点で贈与があったものとして贈与税が課されることになるのですが、どんな人がメリットを感じこの制度を利用するのでしょうか？庶民感覚からみますと、どんなにお金があったにせよ、必要な都度贈与するほうが、多々感謝もされるように思いますし、一括贈与した場合、孫の一人だけに贈与というわけにもいかず、全員に公平に贈与することとなり金額も大きくなります。又、多額の相続財産を所有していても、その多くは不動産であることが多く、将来、納税資金となる金融資産を、一括で贈与するほど余裕のある方は少ないのではないかと考えます。しかしながら、贈与者が死亡した場合に、相続開始前3年以内の生前贈与加算の対象にならないとのことですので、本来の改正主旨と違い、贈与者の余命が短いと予想される場合の相続税軽減に寄与する場合に限って、この一括贈与が利用されるのではないのでしょうか？